

新型コロナウイルス感染症 対応ガイドライン

東京海洋大学 船舶・海洋オペレーションセンター

令和 2 年 5 月

令和 2 年 8 月 3 日改正

令和 3 年 1 月 26 日改正

令和 4 年 11 月 1 日改正

令和 5 年 10 月 1 日改正

目次

1 乗船者の注意事項

I 乗船学生	( * 1 )	1
II 乗組員	( * 2 )	2
III 訪船者	( * 3 )	2
IV 乗船研究者等	( * 3 )	3

乗船中の共通対策

I 感染対策	4
II 乗船中の過ごし方	4
III 乗船での携帯品 ( コロナ対応の携帯品に限る )	5

有症状者が出た場合の対応

I 停泊中 ( 定係港を除く、短期航海中を含む )	5
II 航海中	5

## 乗船者の注意事項

### I 乗船学生

基本的指針：大学の方針に準ずる。詳細については各船に確認すること。

- ① 乗船 10 日前から、3 密（密閉、密集、密接）を避け、大人数での飲食等は避ける。
- ② 十分な睡眠と栄養をとり、体調管理に努めて免疫力を高める。
- ③ 乗船時に問診票（付属 1）及び朝 1 回の体温を記載した健康管理表（10 日分）を提出する。

＊ただし症状があった場合は 1 日 2 回の検温を記録し提出すること。

＊乗船直前に抗原検査キットで陰性を確認し乗船となります。

ただし乗船日数が 3 日以内の場合は検査を実施しない場合があります。

### 症状がある場合

- (1) 発熱（目安として 37.5 度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合には、学校保健安全法に基づき医療機関を受診すること。  
＊陽性の場合には、大学指定により、5 日間の出席停止（自宅療養）とすること。
- (2) 本学への病状報告は、担当係（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）に行うこと。
- (3) 登校（乗船）再開については、医療機関及び大学（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）からの指示に従うこと。

### 乗船再開の目安は、

- 1) 発症を 0 日目として解熱した場合は、6 日目に復帰できる。  
ただし、6 日目に痰・のどの痛み等の症状が軽快して 24 時間経過後、乗船可能とする。（厚生労働省 HP から引用）  
また、発症から 10 日間はウイルスを排出して他者を感染させる恐れがあるため、マスク着用や黙食等の徹底をすること。  
陰性であるものの、症状が改善しない場合、体調の異変が続く場合は、基本的な感染予防対策をすること。  
＊症状が改善しない場合は、医療機関の受診を推奨する。
- 2) 新型コロナウイルス感染者に接触した場合  
同居家族（同部屋の者）等に新型コロナウイルス感染者がいた場合は、感染者が発症してから 5 日間は身体症状の変化や船内での生活に注意する。必要に応じて抗原検査を行う場合がある。

## 乗船者の注意事項

### II 乗組員

- ① 東京出港 10 日前から、3 密（密閉、密集、密接）を避け、大人数での飲食等は避ける。
- ② 十分な睡眠と栄養をとり、体調管理に努めて免疫力を高める。
- ③ 毎日、健康管理表を記録し、東京出港時に問診票（付属 1）及び毎日朝 1 回の体温を記載した健康管理表（10 日分）を提出する。

\* 出港日に航海日数に応じて抗原検査キットで検査を実施する場合がある。

出勤には、下記の（ア）（イ）を満たすことが必要。

（ア）10 日以内に風邪の症状や通常の平熱以上の発熱がないこと。目安：37.5 度以上

（イ）10 日以内に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、味覚及び臭覚異常がないこと。

#### ④ 感染（陽性）した場合

（1）上長に報告し、必要に応じて医療機関を受診すること。

（2）出勤停止期間は、

- 1) 発症を 0 日目として解熱した場合は、6 日目に復帰できる。

ただし、6 日目に痰・のどの痛み等の症状が軽快して 24 時間経過後、乗船可能とする。（厚生労働省 HP から引用）

また、発症から 10 日間はウイルスを排出して他者を感染させる恐れがあるため、マスク着用や黙食等の徹底をすること。

陰性であるものの、症状が改善しない場合、体調の異変が続く場合は、基本的な感染予防対策をすること。

\* 症状が改善しない場合は、医療機関の受診を推奨する。

#### 2) 新型コロナウイルス感染者に接触した場合

同居家族（同部屋の者）等に新型コロナウイルス感染者がいた場合は、感染者が発症してから 5 日間は身体症状の変化や船内での生活に注意する。必要に応じて抗原検査を行う場合がある。

## 乗船者の注意事項

### III 訪船者

10 日以内に風邪の症状や発熱がないこと。目安：37.5 度以上

## 乗船者の注意事項

### IV 乗船研究者等

- ① 乗船 10 日前から、3 密（密閉、密集、密接）を避け、大人数での飲食等は避ける。
- ② 十分な睡眠と栄養をとり、体調管理に努めて免疫力を高める。
- ③ 乗船時に問診票（付属 1）及び毎日朝 1 回の体温を記載した健康管理表（10 日分）を提出する。

\*乗船直前に抗原検査キット(持参)で陰性を確認した後、乗船となります。

### ④ 乗船して出港までに症状が出た場合等の対応

発熱（目安として 37.5 度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合。

- (1) 抗原検査で陽性となった者は下船する。
- (2) 下船後、医療機関を受診し、状態を船に連絡する。
- (3) 乗船再開は、医療機関の診断結果で支障がないこと確認して再開することができる。

\*なお食費は、払い戻しはできません。

## 乗船者の共通項目

### I 感染対策

- ① 1日1回の検温を実施、健康状態を報告すること。
- ② 手洗い・うがいを励行する。(手指は、アルコール消毒液で消毒する)
- ③ できる限り半径2m以上の距離を保つ。
- ④ 船の設備上できる限り換気を行う。
- ⑤ 船内各所の消毒を行う。
- ⑥ マスクは、船長の指示がある場合を除き、常時着用する。  
\*乗船10日前から及び寄港地上陸中においても人混みではマスクを着用する。
- ⑦ 食事配膳を行う場合は、手指の消毒の上、手袋を着用する。
- ⑧ 飛沫感染対策として、共有部分(食堂・講義室)に設置されたビニールシートやアクリル板等による仕分け範囲に注意すること
- ⑨ 有症状者は、船内で別部屋での対応を行う場合がある。

### II 乗船中の過ごし方

- ① 居室：各部屋に手指消毒液を設置する。同室者のエリアを明確にする。  
定期的に換気を行う。  
\*船内の空調は、通常約3割外気と交換し、1時間12回室内空気が入れ替わります。
- ② 洗面所・トイレ・シャワー：密にならないように間隔をあけて順番に使用する。
- ③ 食堂：入口に手指消毒液を設置する。食事中は黙食とする。
- ④ 船内での備品類に接触するときは、消毒を行うこと。(例：双眼鏡の接眼部分の消毒)

### Ⅲ 乗船での携帯品（コロナ対応の携帯品に限る）

#### ①全ての航海での携帯品必要物品チェック：

問診票及び検温表（10日前から）、マスク（乗船日数+5枚程度）、体温計（朝の体温測定用）、水筒（コップの共有を避ける）、スポーツドリンク又は粉末、必要に応じて解熱剤（カロナール等アセトアミノフェン解熱剤）、保険証・お薬手帳

有症状者が出た場合の対応

#### I 停泊中

- ① 大学に連絡し、指示に基づく対策を実施する。
- ② 新型コロナウイルスの陽性反応が出た場合、上陸して医療機関を受診すること。
- ③ 有症状者は、医療機関を受診し医師の指示に従うこと。

#### II 航海中

- ① 大学に連絡し、指示に基づく対策を実施する。
- ② バイタルサインと症状を確認し、抗原検査キットで検査を行う。  
抗原検査で陰性の場合、インフルエンザ迅速診断キットでの検査を行う場合がある。  
インフルエンザ陽性の場合、抗インフルエンザ薬を処方する場合がある。
- ③ 新型コロナウイルスの検査で陽性だった場合は、別部屋に移動し、船内で経過観察を行う。必要に応じて医療無線での医師の診断を行い、症状によっては下船する場合がある。
- ④ 有症状者、インフルエンザ陽性者または新型コロナウイルス感染者と接触した者は、感染者が発症してから 5 日間は身体症状の変化や船内での生活に注意する。必要に応じて抗原検査を行う場合がある。
- ⑤ 航海中は医療機関の受診が困難であるため、コロナ感染時の症状を軽減する可能性があるといわれている新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。  
\*航海中、航行区域によっては最寄りの港まで数日かかることがあります。  
\*なお医師は乗船しておらず、船員法（乙種の船舶医療便覧）に基づく医薬品及び医療機器以外の医療設備はありません。
- ⑥ 乗船時に抗原検査を実施し、陰性を確認した者のみ乗船可とし、陽性者は乗船せず、速やかに医療機関を受診すること。
- ⑦ 抗原検査キットで陽性反応となったものは、入港中は現地医療機関に受診すること。
- ⑧ 航海中症状によっては、医療無線での医師の指示があった場合、最寄りの港に緊急的に寄港し医療機関にかかるため下船となる場合がある。